

産業廃棄物処分量許可証

住 所 山口県山口市下小鯖10363番地の7
氏 名 タムラエンバイロ株式会社
代表取締役 肥後 和男

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許可の年月日 令和 7年 1月 29日

許可の有効年月日 令和 12年 1月 10日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (破碎、圧縮、選別、切断 (移動式を含む))

(2) 産業廃棄物の種類

裏面のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 7年 1月 29日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無
有

公開用

産業廃棄物の種類

破 砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず
(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず 以上7種類
(これらは、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等
及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

圧 縮：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。以上1種類)、紙くず、繊維くず、ゴムくず
以上4種類

選 別：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず
(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類
以上8種類

切 断：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。以上1種類)、木くず 以上2種類
(移動式を含む)

(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業
廃棄物であるものを除く。)

事業の用に供するすべての施設

破 砕 設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1、1278番1、字丸尾10393番1
設置年月日：令和3年11月11日
処理能力：4.1t/日(8時間)〈廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を
除く。)・陶磁器くず〉(廃蛍光管)

設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1
設置年月日：令和4年7月5日
処理能力：41.4t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、54.7t/日(8時間)〈金属くず〉、
96.8t/日(8時間)〈ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず〉、
54.9t/日(8時間)〈紙くず〉、62.1t/日(8時間)〈木くず〉、
27.7t/日(8時間)〈繊維くず〉、61.5t/日(8時間)〈ゴムくず〉
許可年月日：令和3年12月17日、許可番号：第26号の3

圧 縮 設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1
設置年月日：令和4年7月5日
処理能力：40.0t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、33.6t/日(8時間)〈紙くず〉、
13.6t/日(8時間)〈繊維くず〉、58.4t/日(8時間)〈ゴムくず〉

選 別 設置場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1
設置年月日：平成15年10月4日、処理能力：72t/日(8時間)

切 断 設置(保管)場所：山口県山口市下小鯖字先山田1276番1、1278番1、字丸尾10393番1、
(移動式を含む) 10390番4
設置年月日：平成28年4月25日
処理能力：2.88t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、3.8t/日(8時間)〈木くず〉